

平成 2 7 年度 第 1 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 7 年 6 月 3 0 日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成27年6月30日(火)午後3時30分

西庁舎第3・4委員会室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 会長の選任について

日程第3 会長代理の指名について

日程第4 議席の指定について

日程第5 第1号議案 府中都市計画公園武蔵野公園の変更に
伴う市の意見

日程第6 第2号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第7 報告

- (1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について
- (2) 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について

日程第8 その他

午後 3 時 3 0 分開会

【楠本計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会させていただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達でございますが、都市計画審議会の慣例に則り、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもって委嘱状の伝達にかえさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に高野市長からご挨拶を申し上げます。

【高野市長】 本日は都市計画審議会ということで、皆様方には大変お忙しいところにもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、それより前に、このたび都市計画審議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。これから 2 年間、どうぞよろしく願いいたします。

さて、府中市は現在、第 6 次総合計画に則って、みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち、人を魅了するにぎわいと活力あるまちを創るべく、まちづくりの諸施策を推進しているところでございます。また、同時に府中市都市計画マスタープランにもしっかりと則りながら進めているところでございます。

しかしながら、この都市計画マスタープランは、平成 4 0 年までの計画でございまして、先ほど申し上げました第 6 次府中市総合計画やそれぞれの個別計画との整合性等も、これから諮って、変更していかなければいけないものも、なかにはあるというふうに認識をしておりますので、委員の皆様方には、さまざまな角度からご意見等いただきながら、ご指導いただきたいというふうに

思っております。

いずれにいたしましても、私たちが住むこの府中のまちが、これからも市民の皆様にとって、安全で安心で、そして、輝きのあふれる洗練されたまちであり続けるように努めてまいりたいと思いますので、皆様方の慎重なるご審議、そして、ご指導をよろしくお願い申し上げます。市長の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【楠本計画課長】 ありがとうございます。委員の皆様には大変恐縮ではございますが、市長はほかにも公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご了解いただきたいと存じます。

(市長退席)

【楠本計画課長】 それでは、本日は新しい委員の皆様によります最初の会議でございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは〇〇委員から時計回りでお願いいたします。

【委員】 府中市農業委員会会長の〇〇です。どうかよろしくお願いいたします。

【委員】 武蔵府中市商工会議所の副会頭をしております〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 府中市商店連合会の会長をしております〇〇と申します。よろしくお願いしたいと思います。

【委員】 府中市商工会議所の会頭を務めております〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 元東京都の都市整備局で技監をしておりました。現在、東京都都市づくり公社で理事をしております〇〇と申します。よ

ろしくお願いいたします。

【委員】 市議会議員の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 市議会議員の〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 市議会議員の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【委員】 市議会議員の〇〇です。よろしくお願いいたします。

【委員】 市議会議員の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 2月16日に府中警察署に着任いたしました〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 府中消防署の所長をしています〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 東京大学大学院で非常勤講師をしております。〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】 〇〇です。一般市民です。よろしくお願いいたします。

【楠本計画課長】 ありがとうございます。本日、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、欠席ということで、皆様によりよくお伝えくださいとのことでございます。

続きまして事務局側から自己紹介をさせていただきます。

【深美都市整備部まちづくり担当参事】 都市整備部まちづくり担当参事の深美と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【雫石都市整備部長】 都市整備部長の雫石でございます。よろしくお願い申し上げます。

【塚田土木課長】 都市整備部土木課長の塚田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【角倉公園緑地課長】 都市整備部公園緑地課長の角倉といたします。よろしくお願いいたします。

【松村管理課長】 都市整備部管理課長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山田下水道課長】 都市整備部下水道課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

【高橋建築指導課長】 都市整備部建築指導課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

【轟地区整備課長】 都市整備部地区整備課長の轟です。よろしくお願いいたします。

【後藤建築指導課長補佐】 都市整備部建築指導課長補佐の後藤と申します。よろしくお願いいたします。

【伊藤下水道課長補佐】 都市整備部下水道課長補佐の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

【小林管理課長補佐】 都市整備部管理課長補佐の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【峯尾資産税課長】 市民部資産税課長の峯尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

【石川農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

【塩澤土木課長補佐】 都市整備部土木課長補佐の塩澤と申します。よろしくお願いいたします。

【町井計画課長補佐】 都市整備部計画課長補佐の町井です。よろしくお願いいたします。

【楠本計画課長】 最後になりますが、都市整備部計画課長の楠本

でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事日程に従い進めていただきたいと存じますが、会長がまだ選任されておられませんので、会長が決まるまでの間、会議の進行を務めさせていただく方を決めたいと存じます。いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)

【楠本計画課長】 ただいま事務局一任とのお声をいただきましたので、学識経験者の方の中から、大変恐縮ではございますが、〇〇委員に進行役をお願いしたいと存じます。〇〇委員、議長席へ移動をお願いいたします。

【委員】 ただいまご指名をいただきました〇〇でございます。会長が選任されるまで進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の委員の皆様の出欠状況ですけれども、〇〇委員、〇〇委員、そして〇〇委員の3人から欠席とのご連絡が入っております。会議開催の可否でございますが、府中市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立をしております。

それでは事前にお配りをしております資料の議事日程に従いまして、まず最初に会議の運営に関わる事項として、仮議席、会長、会長代理及び議席の件を進めさせていただきます。その後、審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

まず日程第1、仮議席の指定についてでございますが、現在着席をされている席でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 異議なしとのことですので、仮議席につきましては現在着席をされている席とさせていただきます。

次に日程第2、会長の選任について、お諮りをいたします。

府中市都市計画審議会条例第6条に、会長は学識経験者として任命された委員のうちから選出をすると定められております。したがって、学識経験者として任命されております〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、そして私の6名の中から選出することになります。

それでは会長の選任につきましてはいかがいたしましょうか。

【委員】 私の個人的な意見でございますが、経験の豊富な、また、いろいろ要職もされております、現在、商工会議所の会頭であります〇〇委員に、ぜひお引き受けいただければなというふうに思い、私のほうから推薦を申し上げます。

【委員】 ありがとうございます。ただいま〇〇委員のほうから、〇〇委員を会長にという推薦のお言葉がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 異議なしということですので、〇〇委員に会長をお願いをしたいと思っております。それでは会長が決まりましたので、私はここで〇〇会長と席を交代させていただきます。ありがとうございます。それでは、〇〇会長、よろしく申し上げます。

【楠本計画課長】 〇〇委員、大変ありがとうございました。

それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、審議会の議長は会長が当たると規定されておりますので、ただいま会長に選任されました〇〇会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

す。

それでは〇〇会長、議長席に移動をお願いいたします。また、大変恐縮ではございますが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、席をお詰めいただきますようお願いいたします。

(席の移動)

【議長】 ただいま各委員の皆様方からご指名をいただきました会議所の〇〇でございます。何分力不足であると思いますが、皆様方のお力添えをいただく中、この審議会の運営に努めていきたいと存じますので、なにとぞお力添えを賜りたいと思います。また、ご協力を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、日程第3、会長代理の指名についてを議題といたしたいと存じます。

本件につきまして、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると規定されておりますので、この件につきましては私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ご異議ないようでございますので、会長代理は〇〇委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。では、〇〇委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

【会長代理】 ただいま会長代理にご指名いただきました〇〇でございます。会長を補佐して審議会を進めていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

【議長】 次に日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、委員の議席はあらかじめ会長が定めるとされておりますので、現在、着席されている席を議席にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする規定されておりますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということございますので、私のほうから指名させていただきます。

本日の議事録署名につきましては、議席番号2番、〇〇委員、議席番号3番、〇〇委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

次に、日程第5、第1号議案、府中都市計画公園武蔵野公園の変更に伴う市の意見を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【角倉公園緑地課長】 ただいま議題となりました第1号議案府中都市計画公園武蔵野公園の変更に伴う市の意見につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、東京都が決定する都市計画について、都市計画法第21条第2項において、準用する同法第18条第1項の規定に基づき、本年5月21日付で東京都から計画案について

意見照会がございましたので、お諮りするものでございます。

それでは計画案につきまして、担当よりご説明をさせていただきます。

【宮本緑化推進係長】 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

府中都市計画公園及び小金井都市計画公園の変更計画書でございます。種別は風致公園。名称は、番号が府中都市計画公園第7・5・1号及び小金井都市計画公園第7・5・1号。公園名が武蔵野公園。位置は府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目各地内並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目、東町一丁目及び東町五丁目各地内。面積は約51.4ヘクタール。備考は主要な公園施設名を記載し、園路、広場、休養施設。理由は都市施設との整合、都市計画公園の配置及び利用を検討した結果、上記のとおり都市計画公園を変更するものでございます。

新旧対照表につきましては種別は変更ありません。

名称は、旧番号が東京都都市計画公園第75号、新番号が府中都市計画公園第7・5・1号及び小金井都市計画公園第7・5・1号となり、公園名は変更ありません。

位置は、旧が府中市大字小田分、大字下染屋、北多摩郡小金井町大字小金井、新が府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目各地内、並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目、東町一丁目及び東町五丁目各地内となります。

面積は、旧が約53.7ヘクタール、新が約51.4ヘクタールとなります。

備考は変更する事項を表示しております。

続きまして、資料の 2 ページをご覧ください。

変更概要につきましては、名称、位置、区域、面積の変更事項を記載しております。なお、お手元の封筒の中の図面は、都市計画変更に必要な図書で、1 つ目が府中都市公園計画図及び小金井都市計画公園計画図、2 つ目が府中都市計画公園総括図でございます。

それでは詳細をご説明いたしますので、恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。

スクリーンは、府中都市計画公園第 7・5・1 号武蔵野公園及び小金井都市計画公園第 7・5・1 号武蔵野公園の位置図となります。右下の凡例をご覧ください。緑の線で囲まれた部分が計画区域、一点鎖線が行政界となっております。

武蔵野公園は、府中市北東部及び小金井市の南東部にあり、西武多摩川線の多磨駅から北に約 750 メートル、新小金井駅から南西に約 800 メートルの場所に位置し、野川やその北側の国分寺崖線など豊かな自然環境を有しております。規模については、区域面積は約 53.7 ヘクタールで、現在、約 24.3 ヘクタールが都立武蔵野公園や府中市立多磨町第二広場などとして供用されております。

スクリーンは、当該公園の変更に伴う計画案を表示しております。右下の凡例をご覧ください。緑の線で囲まれた部分が計画区域、赤の塗りつぶし部分が追加区域、黄色の塗りつぶし部分が削除区域となっております。四角で囲まれた部分は次にスクリーンに映します計画図 2 に拡大図として表示する部分となります。

こちらは追加区域及び削除区域を拡大したものです。変更内容

についてですが、府中都市計画武蔵野公園は、現在その計画区域と都市計画道路区域とが重複する区域があり、今回、公園計画と街路計画との整合を図るため、重複区域のうち事業化の準備を進めている府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線と重複する部分、及び既に供用されている通称東八道路と重複する部分、すなわち府中都市計画道路3・2・2の1号及び小金井都市計画道路3・2・2号東京八王子線と重複する部分の計2.9ヘクタールについて公園区域から削除を行うものです。また、新小金井駅方面からのアクセス性を向上させるため小金井都市計画区域において約0.6ヘクタールの区域について追加を行うものです。なお、名称についても、現行の都市計画法施行規則に合わせた変更をするものでございます。

以上が変更案の説明となります。

続きまして、東京都が行いました説明会及び都市計画案の縦覧につきまして、ご報告いたします。

東京都は平成27年2月12日に、都市計画法第16条の規定に基づき、都市計画案の作成手続に関する東京都方針による説明会を実施しました。また、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成27年6月9日から6月23日までの2週間、都庁第二庁舎、府中市役所及び小金井市役所におきまして、本都市計画案の縦覧を行いました。これに関する意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本年秋ごろに開催される東京都都市計画審議会の議を経た後に、都市計画決定し、その後告示される予定でございます。

最後に、本都市計画変更に対する府中市の意見や考え方でござ

いますが、この変更案は、社会経済情勢の変化、また、今日の社会要請に対応したもので、本市の都市計画に整合しております。したがって、本議案である東京都からの本都市計画案に対する意見照会に対し、本市の意見は、計画案のとおり異議ありませんと回答したく、お諮りするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【議長】 議案の説明が終わりました。それではこれより審議に入りたいと思います。議案につきまして、まずご質問、ご意見をいただきまして、最後に採決をさせていただきます。そのような順序で進めさせていただきます。では、質問受けたいと思います。

【委員】 確認なんですけど、新旧対照表のところ、旧の位置なんですけど、府中市大字小田分とか大字下染屋、あと北多摩郡小金井町大字小金井と最初の古い名前になっていますよね。普通はそういう町名変更だとか、そういうふうになるときに本来ならば変えるべきものなのかなというふうに思っているんですけども、変わってからもう大分、何十年も経っているんじゃないかと思うんですけど、それがこのまま残っているということについては、どうなのかなと、ちょっと思ったんですけど、どうでしょうかということと。

あと、今回面積が減ることについては、ご説明の中で道路部分がマイナス2.9ヘクタールで、増える部分がプラス0.6ヘクタールで、差し引きマイナス2.3ヘクタールということですが、府3・2・2の2号線って、大分前からできていたように思うんですけど、できていたにもかかわらず、今まではその道

路の部分も一応公園という扱いという認識なんでしょうか。

もう1件、2月12日に説明会があったということで、その説明会の中で、何かご意見とか異議みたいなことがあったのかどうか、わかる範囲で教えてください。

以上です。

【角倉公園緑地課長】 まず1点目の新旧対照表の大字の件でございますが、本件の都市計画公園が決定されたのが当初決定昭和32年でございます。この時点では、当時の府中町、それと小金井町になるんでございますけれども、そのときの都市計画のまま告示されたものが残っておりまして、今回合わせまして、東京都といたしましては現住所に全部変更したものでございます。

2点目の府3・2・2の2号線の関係でございますけれども、この部分につきましては、東京都のほうで詮議するにあたりまして、今回の件と同様に武蔵野公園と都市計画道路が重複をしているという形の中で、東京都からは、本来は事業認可を取って都市計画道路を進めていきたくはありますけれども、都市計画の事業認可を今回取らずに、その部分につきましては事業を進めていったというように聞いているところでございます。今回、この整理をする中で、都市計画公園の網から道路の部分を外させていただくというものでございます。

3点目の2月12日の地元説明会での意見ということでございますけれども、主な意見につきましてご報告させていただければと思います。まず1点目が、武蔵野公園の都市計画から府3・4・16号線の延伸部分及びそれに関する府3・2・2の2号線の重複部分の都市計画変更については、もっと早く変更を実施するべ

きではなかったのかというご意見がございました。2点目といたしましては、都市計画道路部分を買収した後の都市計画公園内の残地も含め、生活再建について丁寧な対応を考えて欲しい、また3点目につきましては、武蔵野公園は現在事業認可中であるが、いつ整備するのですかというご意見、また、4点目といたしましては、府中市内に都市計画道路を進めていくに当たりまして、代替地はないのかなどのご意見、ご要望があったところでございます。

【委員】 大体わかりましたが、東京都のことなのであれだとは思いますが、やっぱり昭和32年に都市計画決定したということで、そのままずっと残っているということ自体がどうなんだろうということを感じるんです。話を聞いていると、この武蔵野公園以外のところの都市計画公園等についても、そういう古い名前で結構残っているということなんですか。そのあたりがどういう状況なのか、もしわかれば結構なんですけど。ここだけこういう形で残っていると、その辺だけ、もう一度お尋ねしたいと思います。

あとは、地元説明会の中でも、もっと早くという意見が出たので、私もそのとおりだというふうに思いましたので、今に至っているんでやむを得ないと思うんですけども。今後の道路整備とか、そうした段階においては、できるだけその時点で変更するというふうなことを徹底してもらいたい。そういうことを東京都のほうに申し入れしていただきたいなというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

【角倉公園緑地課長】 都市計画公園につきましては、都市計画の

道路の進ちよくであるとか、そういった整備に合わせまして変更がなかなか追いついていないところでございます。我々のほうといたしましても、東京都の都市計画公園、また府中市の都市計画公園もある中で、地形の変化であるとか都市計画道路の進ちよくに合わせまして、今後、本審議会のほうにつきましては変更案を引き続きかけさせていただければと考えています。また、まとまった都市計画公園の変更に当たりましては、その代替地となるようなものも見つけていかなければなりませんので、そういったところも踏まえまして、今後ご相談をさせていただければと思っています。

以上でございます。

【委員】 一言、その点はよろしく申し上げます。もう一つ、今、私が質問したのは、旧の名前で残っているようなところがあるかどうか、もう一度洗い出させていただいて、名前だけの変更なら、やろうと思えばすぐできると思うんで、こういう大字というふうな形で、今存在しない名前で残っていること自体余り好ましくないんじゃないかというふうに思いますから、そのあたりを洗い出すなりしていただいて、きちっと整理していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

【議長】 ご意見として承りたいと思います。ほかに何かご質問、ご意見等ございますか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第1号議案、府中都市計画公園武蔵野公園の変更に伴う市の意

見について、議案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議がないようですので、本件につきましては議案のとおり決することといたします。

続きまして、日程第6、第2号議案府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【角倉公園緑地課長】 ただいま議題となりました第2号議案府中都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。それでは第2号議案、資料の1ページをご覧ください。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約100.97ヘクタールでございます。

第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となりますのが6件、削除する面積は約7,210平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除により生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

下段の変更概要でございますが、1の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の区域の変更につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3の面積の変更につきましては、地区数は466件から464件となり、府中市全体の生産緑地地区の面積は約101.69ヘクタールから約100.97ヘクタールとなり、約0.72ヘクタールの減となります。なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年3月3日付で、意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年3月17日から3月31日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定です。

それでは、変更の詳細につきましては担当よりご説明させていただきます。

【宮本緑化推進係長】 それでは府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは、第2号議案資料の3ページ以降の計画図を同じものを表示しております。計画図の表示は右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は削除する区域で、図は上が北となっております。

それでは図面中央をご覧ください。番号130、地区名、押立町、押立町公園の東側、都立府中東高校の南側に位置し、平成26年10月1日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされ

たもので、地区の一部約 9 0 0 平方メートルを削除するものです。

4 ページでございます。初めに図面右側、番号 1 8 8、地区名、若松町、東京都水道局若松浄水所の東側、都立浅間山公園の南側に位置し、平成 2 6 年 6 月 2 4 日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約 1,6 0 0 平方メートルを削除するものです。続きまして、図面左側、番号 1 9 8、地区名、若松町、生涯学習センターの東側、都立浅間山公園の南西側に位置し、平成 2 6 年 6 月 4 日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の全部約 1,1 1 0 平方メートルを削除するものです。

5 ページでございます。番号 2 7 5、地区名、是政、是政防災センターの東側、村中公園の北側に位置し、平成 2 6 年 6 月 2 7 日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の全部約 6 0 0 平方メートルを削除するものです。

6 ページでございます。番号 3 3 1、地区名、栄町、国分寺街道の西側、東八道路の北側に位置し、平成 2 6 年 6 月 2 4 日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約 1,6 6 0 平方メートルを削除するものです。

7 ページでございます。番号 3 6 4、地区名、分梅町、府中第三中学校、京王線の西側、中央自動車道の北側に位置し、平成 2 6 年 5 月 2 2 日に主たる従事者の死亡により買取り申出がなされたもので、地区の一部約 1,3 4 0 平方メートルを削除するものです。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第 2 号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変

更に必要な図書、府中府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 議案の説明が終わりました。それではこれから審議に入りたいと思います。先ほどと同様に、まずご質問、ご意見をいただきまして、最後に採決をいたします。それではご質問等がございましたら、お願いいたします。

【委員】 確認なんですけども。1ページと2ページのところで一番上のところだけ約と書いてあるんですけど、それ以降も約を全部省略しているということでもいいですか。あと2ページのところも一番上の130のところだけ約が入っていて、あとは約が入っていませんが、ずっと約が省略されているということによろしいですか。あと、追加のところにゼロのところに約がついているんですけど、追加はゼロなんだから約はいらないんじゃないかというふうに思うので、そこは約ゼロというのは変かなと感じたんで。

生産緑地がそろそろ100ヘクタールを切ってしまうということまできているということについて、できるだけキープしていただきたいなというふうに思いますので、そこはそういうことで、できるだけ生産緑地が減らないようにふやせるところはふやしていただくということでご検討いただければと思います。

もう一つだけ、面積の精査によって減ったところが2か所ぐらいありますが、これは新たに査定をしてこうなったという理解でよろしいんですか。そのあたりの状況について、多分生産緑地に当初指定するときに、それなりにきちっと測定してやっていたん

じゃないかなと思うんですけど、今回この差が出たことについては、どういう状況なのか、そこだけちょっとご説明いただければと思います。

以上です。

【議長】 3点ご質問がありました。よろしく申し上げます。

【角倉公園緑地課長】 まず1点目の1ページ、2ページのところの約の表示でございますが、約を省略、東京都の都市計画変更の形式にあわせ、こういう表示を使わさせていただいているところでございますが、委員おっしゃるとおりに、全部が約でございます。

2点目の生産緑地、100ヘクタールほどになってきてしまったという形の中でございますけども、今回は削除のみの変更でございますが、農業委員会様ともご協力をさせていただきまして、5月末で締切ましたけれども、追加の指定のほうを随時させていただいているところでございます。次回の本審議会のほうに追加の案件も含めまして、またご審議のほうをお願いできればと思っております。

最後に、面積の精査でございますが、生産緑地の指定につきましては、指定時は公簿によるもので指定をしているところでございます。しかしながら生産緑地を削除する場合に、面積を測量いたします。そのときの誤差を含めまして、測量後の結果をもちまして変更させていただいているものでございます。

以上でございます。

【委員】 わかりました。次回のときは追加も出るということでございますので、期待をしたいというふうに思います。

【議長】 ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第2号議案府中都市計画生産緑地地区の変更について、議案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議がないようですので、本件につきましては議案のとおり決することといたします。

次に日程第7、報告事項ということでございます。報告事項の一点目、府中都市計画道路の進ちよく状況について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

【塩澤土木課長補佐】 一点目、府中都市計画道路の進ちよく状況につきまして、ご報告いたします。恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。

1の施行主体別の進ちよく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきましては、国施行は国道20号線の1路線で、完成延長は6,730メートル、100パーセントの完成率となっております。東京都施行は11路線で、完成延長は2万5,650メートル、74.2パーセントの完成率でございます。府中市施行は25路線で、完成延長は2万6,480メートル、87.4パーセントの完成率でございます。以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は5万8,860メートル、82.2パーセントの完成率でございます。

続きまして、2の路線別進ちよく状況でございますが、資料3

ページの府中都市計画道路進ちよく現況図においてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料3ページをご覧ください。

最初に、東京都施行の主な進ちよく状況でございますが、図面左側、赤色の府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線、都道新府中街道交差点から西府町四丁目の区間、延長1,030メートルにつきましては、平成23年7月に事業認可を受け、平成30年度までを事業期間として、現在用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み平成27年5月末現在約88パーセントと伺っております。

次に、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線から国立市の桜通りにつながる赤色の府中都市計画道路3・4・5号新奥多摩街道線、延長240メートルにつきましては、平成25年7月に事業認可を受け、平成31年度までを事業期間とし、現在用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み平成27年5月末現在約16パーセントと伺っております。

続きまして、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線は都道人見街道の交差点から北へ市道1-131号までの延長744メートルの区間につきましては、平成22年4月に事業認可を受け、平成27年度までを事業期間としておりますが、事業完了を考慮し、平成31年度まで事業期間延伸を予定しております。現在用地取得を進めているところで、用地取得率は平成27年5月末現在、約96パーセントでございます。工事につきましては、今年度から埋設管設置等の工事に着手し、順次、道路本体工事の準備を進めております。

なお、府中都市計画道路 3・4・16 号府中東小金井線、市道 1-131 号から北へ府中都市計画道路 3・2・2 の 1 号、都道 東八道路までの約 410 メートル区間につきましては、本年 5 月に関係権利者に対しまして、用地測量説明会を実施し、今年度、事業認可取得に向けて準備を進めております。

また、西武多摩川線多磨駅西側に位置します、府中都市計画道路 3・4・11 号多磨墓地前線につきましても、交通広場を含む都道人見街道までの 140 メートル区間を、今年度事業認可取得に向けて準備を進めております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

【議長】 報告が終わりました。この件につきまして、何かご質問等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 小金井街道が切れていますよね。これは何か意味があるのですか、よくわからないんですけど。小金井街道がいちょう通りより北側が切れているんだけど、これは何か意味があるんですか。

【塩澤土木課長補佐】 都道の小金井街道でございますが、都市計画上は府中都市計画道路 3・5・17 号八幡宿天神町線といいまして、学園通りから甲州街道まで都市計画決定されておりました、途中あかしあ通りと合流する形で、都市計画上は府 3・5・17 号線という形で小金井街道とあかしあ通りを含む都市計画決定をされている路線になっております。

以上でございます。

【委員】 ということは、小金井街道については、この図面のとお

り学園通りから北側は都市計画道路じゃないということですか。ほかのところは一応国道にしても全部都市計画道路入っているんで、こういう流れで。小金井街道も確かに府3・5・17号線のあかしあ通りあるかもしれないけど、いちよう通りまで来てますよね。そこの道路の扱いと、あと、合わせて美術館通りについても府3・4・13号線と府3・4・12号線がくっついていますが、この間は都市計画道路じゃない形で、ここはいいんですかね、小金井街道まででしたっけ、生涯福祉センターの前あたりはつながんで、そこ確認だけお願いします。

【塩澤土木課長補佐】 小金井街道に関しましては、富士見通りから東京都北多摩南部建設事務所間の小金井街道は、都市計画道路としては決定されておられません。

それと美術館通りに関しましては、小金井街道から新小金井街道に抜ける美術館の前の通りですね、生涯学習センターの前を通る道に関しましても都市計画決定はされておられません。

小金井街道ですが、学園通りから北に関しましても、都市計画決定はされておらず、学園通りから甲州街道までの都市計画決定とされております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 わかりました。そういうことであればいいです。ずっと小金井街道って小金井のほうまで続いていて、都市計画道路の扱いじゃないということなんですね。そういう理解でいいですね。

【議長】 現段階では都市計画決定されてないと。

【楠本計画課長】 都市計画道路都決の際に、古い街道というのは、

拡幅の必要がある場合には都市計画決定されているケースもありますが、小金井街道については、一部そういう必要がないというところで既設道路としてネットワークを組んでおります。ただし、ネットワークを組むときに、この道路を考慮しないということではなくて、それを考慮した中で都市計画線を入れて、将来ネットワークはこうあるべきだという議論の中で都市計画決定されておりますので、たまたまその時代その時代の必要だった道路幅員ですとか道路のスペックを持っていたということで、都市計画決定されていないということもございます。

よろしく願いいたします。

【委員】 今回の報告事項等ではないんですけど、美術館通りの府3・4・13号、幸町の1軒残っていたところ、あそこの状況についてお知らせ願いたいということと、府中街道の寿町の交差点のところね。拡幅の進ちよく状況というのはどういうふうになっているのかね。

【議長】 2件、進ちよく状況について、よろしく願いします。

【塩澤土木課長補佐】 府3・4・13号線の1軒残っている場所でございますが、現在用地取得に向けて地権者と粘り強く対応に当たっているところではございますが、なかなか難しい状況ではあります。ただ、それと同時に法的な手段も含め、昨年から続けていますが、東京都と協議、準備を進めているところです。今年度に入りまして、地権者のお宅に何回か足を運んだりとか、定期的に夜に行ったりですとか、時間を変えて行ったりですとか、粘り強く対応はしているところですが、なかなか進展はない状況ではあります。今後も粘り強く交渉に当たっていきたくいと

思っております。

以上でございます。

【町井計画課長補佐】 府中街道の栄町の交差点の部分につきましては、現在、南西側のマンションが交渉中ということで、北多摩南部建設事務所からは聞いております。

以上でございます。

【委員】 幸町、非常にあそこ危険極わまりないね。行政代執行というお話はね、前々からあるんですけど、地権者の問題、細かいことはわからないけど、東京都と相談しながらなるべく早く解決するようにお願いしたいと思います。

以上です。

【議長】 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、本件につきまして、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

次に日程第7、報告事項、2点目、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について、報告をお願いします。

【宮本緑化推進係長】 2点目、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況につきまして、ご報告いたします。

報告事項の2、資料1ページをご覧ください。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は平成27年4月1日現在で90か所、面積は293.9

8ヘクタールでございます。なお、昨年度からの増減はございません。

次に都市計画決定している公園・緑地のうち供用開始している公園・緑地は、平成27年4月1日現在で87か所、面積は149.84ヘクタールでございます。平成26年度に比べ0.45ヘクタール増加しております。これは新田公園が開設されたこと、及び都立府中の森公園の面積精査がなされたものによるものでございます。

次に市民1人当たりの公園・緑地の面積でございますが、5.87平方メートルでございます。なお、26市の市民1人当たりの公園・緑地の面積について比較をいたしますと、平成26年4月1日現在の比較となりますが、府中市の5.80平方メートルに対し、26市1人当たりの平均が5.00平方メートルですので、本市は0.8平方メートル上回っております。また、東京都全体と比較すると、東京都全体の1人当たりの平均が3.79平方メートルですので、これについても本市は2.01平方メートル上回っております。今後とも公園・緑地の整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 報告が終わりました。この件につきまして、何かご質問がございましたら、ご発言願います。

(「なし」の声)

【議長】 ないようでございますので、報告事項、2点目について、報告了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議がないようですので、報告了承とさせていただきます。

す。

続きまして、日程第 8、その他について、事務局から何かございますか。

【酒井都市計画担当主査】 事務局から 3 点報告させていただきます。

1 点目は、府中市都市計画生産緑地地区の変更予定について、2 点目は、府中市都市計画に関する基本的な方針の評価・改定に関する組織体制について、3 点目は次回の日程についてご報告させていただきます。

【議長】 それでは 1 点目について報告をお願いします。

【宮本緑化推進係長】 今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に資料 1 と入っております府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について、ご報告させていただきます。

次ページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区でございます。

はじめに 1 ページ、地区名は紅葉丘地区、場所はあんず通りの西側、都立多磨霊園正門の南側に位置する地区でございます。

続いて 2 ページ、地区名は日新町地区、場所は都立府中西高校の西側、日新小学校の北側に位置する地区でございます。

続いて 3 ページ、地区名は四谷地区、場所は三屋通りの東側、四谷体育館の北側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更

として、平成27年度秋ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 第1点目の報告が終わりました。この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。報告了承ということによろしいでしょうか。

ないようですので、2点目の報告をお願いします。

【酒井都市計画担当主査】 それでは2点目といたしまして、府中市都市計画に関する基本的な方針の評価・改定に関する組織体制につきましてご説明させていただきます。

昨年度、本審議会において、府中市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの評価及び改定の流れについて、ご報告させていただいたところでございますが、ここで新たに委員になられた方がおいでになるので、本日は改定に向けた組織体制を中心に改めてご報告させていただきます。

それでは本日お手元にお配りしております、右上に資料2と入っております、A3版の府中市都市計画に関する基本的な方針の評価・改定に関する組織体制の資料をご覧ください。

1の組織の目標でございますが、府中市では現行の都市計画マスタープランの目標年次である平成40年度までの中間時点における時点修正を行うため、平成29年度の改定に向けて、関連する各種施策等の進捗状況の評価し、見直すべき点について検討を進めております。改定作業にあたりましては、さまざまな視点から今後のまちづくりの方向性を検証するため、都市計画やまちづくりなどの専門家や市民からの意見を求めるための会議を設

置するものです。

次に2の組織体制と設置期間でございますが、初めに現行の都市計画マスタープランに関連する、各種施策等の進ちよく状況の評価を行うに当たり、青字で記載の府中市都市計画に関する基本的な方針の評価に関するアドバイザー会議を本年4月に設置し、既に1回目の会議を開催しておりまして、評価と課題の整理を進めております。この会議は、本審議会からは〇〇委員、〇〇委員にご出席いただき、土地利用景観調整審査委員会の3名を加えた5名で構成をしております。次に評価に関するアドバイザー会議における評価を踏まえ、改定案の構成等の検討を進めるに当たり、緑色で記載の府中市都市計画に関する基本的な方針の改定に関するアドバイザー会議を平成28年1月に設置し、改定案等に関する助言をいただく予定です。この会議につきましては、評価に関する会議の委員5名に、本審議会の市民委員である〇〇委員、〇〇委員を加えた7名で構成することとしております。その他の体制でございますが、市民協働の機会といたしまして、今後土地利用の動きが見込まれるなど、都市計画マスタープランの地域別まちづくり方針を見直す必要のある地域の自治会長などを中心に市民で構成する市民検討会を設置し、新たに取り組むべき課題の整理を行うほか、庁内の関係課職員による会議を招集し、都市計画マスタープランに関連する各種施策の横断調整などを進めてまいります。また、本審議会との調整でございますが、評価及び改定作業の進ちよくに応じて、適宜報告を行い、改定案についてご審議いただく予定です。

最後に改定までのスケジュールでございますが、評価に関する

アドバイザー会議の助言等を踏まえ、都市計画マスタープランの評価を行い、今年度中にその評価結果を取りまとめた評価報告書の作成を行います。その後、この評価結果をもとに、改定に関するアドバイザー会議や市民検討会において、改定についての検討を行い、事務局において改定案を作成した上で、市民に対するパブリックコメントなどを経て、本市議会にお諮りし、平成29年度に都市計画マスタープランを改定する予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告事項2点目の報告が終わりました。この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、3点目の報告をお願いいたします。

【酒井都市計画担当主査】 3点目といたしまして、次回の審議会の開催予定でございますが、今回は11月に開催を予定しており、日程は改めてご連絡させていただきたいと存じます。

その他の報告は以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。その他の報告事項3点、以上のとおりでございます。

本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆様方には、大変月末のご多用の中、ご出席を賜り、大変ありがとうございました。

これをもって府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

午後4時36分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○